

6 京保第16号

令和6年5月27日

各地域学校保健会会長  
京都府立高等学校京都地区保健研究協議会会長  
京都府立高等学校両丹地区保健研究協議会会長  
各地域学校保健連絡協議会会長 様  
京都府学校保健主事会長  
一般社団法人京都府医師会長  
一般社団法人京都府歯科医師会長  
一般社団法人京都府薬剤師会長

京都府学校保健会

会長 安岡 良介

令和6年度文部科学省補助事業「学校におけるプールに関する  
保健衛生管理研修会」オンデマンド開催について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、別添要項写しのとおり開催される旨案内がありましたので、参加される場合は公益財団法人日本学校保健会ホームページ (<https://www.hokenkai.or.jp>) 内(学校保健ポータルサイト「研修会案内」)にて、参加登録いただきますようお願いいたします。

京都府学校保健会事務局 (音川)  
〒602-8570  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府教育庁指導部保健体育課内  
TEL (075) 414-5874  
FAX (075) 414-5863  
E-Mail s-otogawa12@pref.kyoto.lg.jp  
(補足: lはll)



日学保第45号  
令和6年5月13日

都道府県・指定都市学校保健（連合）会 御中  
都道府県・指定都市教育委員会 学校保健主管課 御中

公益財団法人 日本学校保健会  
会長 松本吉郎  
(公印省略)

令和6年度文部科学省補助事業  
学校におけるプールに関する保健衛生管理研修会（オンデマンド配信）  
実施要項の送付について（お願い）

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素は、本会事業の推進に格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
さて、本会では、別紙要項のとおり標記研修会をオンデマンド配信にて開催いたします。  
ぜひこの機会に多数の方々にご参加いただきたく、実施要項を送付いたします。  
ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、貴管内の学校等関係機関への周知のご協力をお願い申し上げます。  
なお、本研修会の申し込みにつきましては、web サイト「学校保健」ポータルサイトからのお申込みとなります。

記

- 1 配信期間 令和6年5月20日（月） ～ 令和6年8月30日（金）
- 2 参加登録期間 令和6年5月13日（月） ～ 令和6年8月30日（金）

以上

《本件照会先》公益財団法人 日本学校保健会 担当：石山  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-17-6 階  
TEL: 03 - 3501 - 0968 FAX: 03 - 3592 - 3898 E-mail: isihiyama@hokenkai.or.jp

令和6年度文部科学省補助事業  
「学校におけるプールに関する保健衛生管理研修会」実施要項  
オンデマンド配信

主催：公益財団法人日本学校保健会

【目的】

プールの水質及び施設・設備の衛生状態については、学校環境衛生基準において検査項目、基準、検査方法及び検査回数が定められており、学校保健安全法第5条に基づき環境衛生検査の実施が義務付けられて、適切な維持管理が求められている。しかし、公益財団法人日本学校保健会が平成27年に全国の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を対象に行った水泳プールの保健衛生管理に関する実態調査の結果、いつまた過去に発生したような水泳プールの事故が起こってもおかしくない状況の学校がみられた。また、コロナ禍での水質の維持管理を理由としてプールに給水を続けるといった不適切な維持管理がいまだに散見されている。

これらから、本研修会では、平成29年3月に発行した「学校における水泳プールの保健衛生管理（平成28年度改訂）」を基に、プールの保健衛生管理、プールの施設管理及び学校におけるプール活動の組織管理のポイントを紹介する。

- 1 配信期間 令和6年5月20日（月）～ 令和6年8月30日（金）
- 2 参加登録期間 令和6年5月13日（月）～ 令和6年8月30日（金）
- 3 参加対象 保健体育科教諭、一般教諭、養護教諭、保健主事、管理職、学校薬剤師、学校医、学校歯科医、教育委員会関係者等
- 4 参加費用 無料（参加には、事前に登録が必要です）
- 5 内 容（敬称略）
  - (1) 趣旨説明（30分）  
講師：鈴木 貴晃（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 健康教育調査官）
  - (2) 講演1（50分） プールの保健衛生管理上の課題  
講師：鬼頭 英明（法政大学スポーツ健康学部 教授）
  - (3) 講演2（50分） 水泳プールの施設管理上の課題  
講師：中村 克彦（日本プールアムニティ協会 理事長）
  - (4) 講演3（30分） 学校におけるプール活動の組織管理  
講師：山下 誠二（星槎学園中等部大宮校 参与）
- 6 参加方法
  - ① ポータルサイト「学校保健」の「研修会案内」へアクセス
  - ② 標記研修会ページの「参加登録はこちら」から必要事項を入力して送信
  - ③ 登録したアドレスに閲覧用パスワード等を記載したメールが届く
  - ④ 配信期間内にメールに記載のあるURLにアクセスし、ログイン画面にパスワードを入力する

※講演2については、令和3年度研修会講演の再掲載です。予めご了承ください。

※登録は、ご入力いただいたメールアドレス先へお届けする返信メールをもって完了となります。

※ご入力者のPC環境（セキュリティ状況）によって返信メールが届かない場合は、確実に返信メールを受け取れるアドレスをご入力ください。

※動画を視聴する際も同様です。視聴できるPC環境であることを必ずご確認の上、ご登録をお願いいたします。

6 京保第17号  
令和6年5月27日

各地域学校保健会会長  
京都府立高等学校京都地区保健研究協議会会長  
京都府立高等学校両丹地区保健研究協議会会長  
各地域学校保健連絡協議会会長  
京都府学校保健主事会長  
一般社団法人京都府医師会長  
一般社団法人京都府歯科医師会長  
一般社団法人京都府薬剤師会長

様

京都府学校保健会  
会長 安岡 良介

「学校における飲酒防止教育支援研修会」オンデマンド開催について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、別添要項写しのとおり開催される旨案内がありましたので、参加される場合は公益財団法人日本学校保健会ホームページ (<https://www.hokenkai.or.jp>) 内(学校保健ポータルサイト「研修会案内」)にて、参加登録いただきますようお願いいたします。

京都府学校保健会事務局（音川）  
〒602-8570  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府教育庁指導部保健体育課内  
TEL (075) 414-5874  
FAX (075) 414-5863  
E-Mail [s-otogawa12@pref.kyoto.lg.jp](mailto:s-otogawa12@pref.kyoto.lg.jp)  
(補足：1は1ル)



日学保第53号  
令和6年5月13日

各都道府県・指定都市学校保健（連合）会 会長 殿  
各都道府県・指定都市教育委員会 教育長 殿

公益財団法人日本学校保健会  
会長 松本吉郎  
(公印省略)

学校における飲酒防止教育支援研修会（オンデマンド開催）  
開催要項の送付について（依頼）

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本会事業の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会では別紙要項の通り標記研修会を開催しております。ぜひこの機会に多数の方々に受講いただきたく、貴管内の学校をはじめ関係機関への周知等ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本研修会は無料で受講することができ、期間中何度でも受講が可能であることを申し添えます。

#### 記

1. 日 時 令和6年3月22日（金）～令和6年8月30日（金）
2. 受講方法 ポータルサイト (<https://www.gakkohoken.jp/news/archives/135>) より申込。

以上

《本件照会先》

公益財団法人日本学校保健会事務局 高橋

TEL : 03-3501-0968/FAX : 03-3592-3898

E-mail : takahashi@hokenkai.or.jp

学校における飲酒防止教育支援研修会（オンデマンド開催） 実施要項

20歳未満の飲酒は、喫煙と同様に法律で禁じられていますが、児童生徒の飲酒が禁止されていることに対する認識は喫煙よりも甘く、中高生の飲酒経験の割合は減少傾向にあるものの喫煙よりも高いのが現状です。また、(公財)日本学校保健会の調査では、20～24歳の飲酒経験率は86.5%と高く、そのうちイッキ飲みの経験をしたことがある人が30.9%いました。20歳未満はアルコールによる悪影響を受けやすいことから、未然防止に係る教育及び啓発が必要であることは言うまでもありませんが、20歳になってからの飲酒の問題点についても認識しておく必要があります。学校における飲酒防止教育は、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てることが大切であり、医学的な知見に基づく健康への影響に対する理解を促すと共に児童生徒に訴求効果の高い実践が求められます。

本研修会は今後の飲酒防止教育の在り方等について教育関係者や医療関係者等に情報発信していくことを目的としています。

主催：公益財団法人日本学校保健会

協賛：ペルノ・リカール・ジャパン株式会社

1 日 時：令和6年3月22日（金）～令和6年8月30日（金）

2 形 式：オンデマンド配信 (<https://www.gakkohoken.jp/news/archives/101> より申込)

3 参加対象：学校教育関係者等（管理職、教諭、養護教諭、保健主事、栄養教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、行政担当者）

4 参加費：無料（登録必須）

5 内 容（敬称略）各講演30分程度 \*印は令和3、4年度に収録のため、一部未成年と表現している箇所があります。また所属は収録当時のものとなります。

(1) 趣旨説明 鈴木 貴晃（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 健康教育調査官）

(2) 講演1「未成年の飲酒の危険性と女性の飲酒のリスク」\*

松下 幸生（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター 院長）

(3) 講演2「若者のイッキ飲みに関する実態とその対策」\*

北垣 邦彦（東京薬科大学薬学部 教授）

(4) 講演3「飲酒等危険行動防止のためのライフスキルの育成」

西岡 伸紀（京都女子大学発達教育学部 教授）

(5) 講演4「飲酒に関する社会的取組み」

小出 彰宏（横浜薬科大学薬学部 教授）

(6) 実践1「健康と飲酒」（中学校保健体育分野 実践）\*

桐原 洋（山梨県河口湖南中学校組合立河口湖南中学校 教頭）

(7) 実践2「小学校における未成年飲酒防止の取組」\*

中村まさえ（茨城県利根町立文小学校 養護教諭/現任校：つくばみらい市立伊奈東小学校）

(8) 実践3-1 高等学校における20歳未満飲酒防止教育の取組\*

青山 茉衣（明照学園 樹徳高等学校 養護教諭）

(9) 実践3-2 特別活動における喫煙、飲酒、薬物乱用防止の取組（高等学校での実践）\*

長谷川 弘和（宮城県仙台向山高等学校 教諭）